

間接強制申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第21部御中

債権者代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立の趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ
- 2 債務者が本決定送達の日から5日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上期間経過の翌日から履行済みまで、1日につき金30万円の割合による金員を支払え

第2 申立の理由

債務者は、債権者に対し、下記事件の執行力のある債務名義の正本に基づき、申立の趣旨第1項のとおり義務があるにもかかわらず、これを履行しないため、債権者は、申立の趣旨第2項記載の金員の損害を被る可能性がある。

よって、申立の趣旨記載の裁判を求める。

記

東京地方裁判所令和●年（ヨ）第●号仮処分命令申立事件の仮処分決定

以上

添付書類

- 1 仮処分決定正本…………… 1通
- 2 上記送達証明…………… 1通
- 3 損害額見積書…………… 1通

- 4 委任状 1 通
- 5 資格証明書 ● 通

(別紙) 当事者目録

〒●

債権者 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

債権者代理人弁護士 ●

〒●

債務者 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 発信者情報目録

(別紙) 投稿記事目録

損害額見積書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第21部御中

債権者代理人弁護士 ●

本件申立にかかる債権者において生じた損害に関し、以下のとおり報告する。

記

- 1 債権者は、別紙●目録記載の各投稿記事により、●権が侵害されており、投稿者を特定するため、発信者情報の開示を求める必要があった。
- 2 そこで債権者は、御庁令和●年(ヨ)第●号事件決定をもって、別紙発信者情報目録記載の発信者情報につき仮に開示せよとの決定を受けた。
- 3 しかし債務者は、本日現在においても発信者情報を開示しておらず、権利侵害の状態が継続している。
- 4 開示されないことによる損害は、基本的に本件投稿による損害賠償請求の金額が基準となるが、間接強制という手段の性質上、債務者に対する心理的圧力となる金額が必要である。そのため上記の債権者に生じる損害は、1日あたり金30万円をくだらない。
- 5 そのため、債務者が別紙発信者情報目録記載の各情報の開示義務を履行しないときは、予告期間を経過した翌日から支払済みまで、1日あたり金30万円の支払いを求める。

以上